

2021年9月13日

各位

会社名 アジア開発キャピタル株式会社  
代表者名 代表取締役社長 アンセム ウォン  
ANSELM WONG

**株式会社東京機械製作所の当社らに対する  
2021年9月10日付け質問状（必要情報リスト）に対する当社の対応方針**

当社らは、株式会社東京機械製作所（以下「東京機械製作所」といいます。）から、2021年9月10日（金）午後8時41分、メールにより、同日付け「アジアインベストメントファンド株式会社及びアジア開発キャピタル株式会社に対する質問状（以下「本質問状」といいます。）を受領しました。

以下では、本質問状に対する当社の対応方針等について説明いたします。

なお、本開示において用いる略語等は、特に断らない限り、当社適時開示（8/6）、当社適時開示（8/17）、当社適時開示（8/26）、当社適時開示（8/31）、当社適時開示（9/2）及び2021年9月8日付け当社ホームページ開示「株式会社東京機械製作所の2021年9月6日付け開示「アジアインベストメントらによる当社株式の買増しに係る開示の適法性に関する調査について」に対する当社の見解」（以下「当社開示（9/8）」といいます。）における定義と同一の意味を有するものとします。

1. 本質問状に対する当社の対応方針

東京機械製作所は、2021年9月10日付けホームページ開示「9月10日付で当社よりアジアインベストメントファンドらに送付した質問状（必要情報リスト）について」（以下「TKS開示（9/10・質問状）」といいます。）において、本質問状を当社らに送付した理由について、「当社は、2021年10月下旬に開催予定の本株主意思確認総会において、本対抗措置の発動に関する承認議案が承認可決されなかった場合には、本新株予約権の無償割当てを中止することとしておりますが、本株主意思確認総会における株主の皆様の判断にあたり、アジアインベストメントファンドら（大規模買付者）による大規模買付行為等が当社の企業価値ないし株主共同の利益に及ぼす影響を踏まえていただくことを可能とすべく、アジアインベストメントファンドらに対して、本対応方針において想定されていたように、本買集めに関する必要かつ十分な情報の提供を改めて求めることが適切であると考えに至りました。」と説明しています。

もとより、当社らは、当社適時開示（8/26）によりお知らせいたしましたとおり、東京機械製作所が導入した本対応方針が、株主総会決議を経ていない当社らを標的とした有事導入型の買収防衛策にすぎないことから、速やかに株主総会を開催して株主意思を確認するように、東京機械製作所が TKS 適時開示（8/30）により対抗措置の発動の決定を公表するより前から、求めておりました。

そこで、当社らといたしましては、本株主意思確認総会に向けて、東京機械製作所の株主の皆様への御判断に資するような、有益な情報を提供してまいりたいと考えております。

この点、東京機械製作所から具体的な御質問を頂くのは、本質問状が初めてであります。

当社らは、本質問状に回答し、その内容を開示することを、東京機械製作所の株主の皆様に対してお約束いたします。もっとも、その質問事項は 37 項目と非常に多岐にわたりますので、回答までに合理的に必要なお時間は頂きたく、本株主意思確認総会の開催予定日が 2021 年 10 月下旬でございますので、東京機械製作所の株主の皆様への考慮期間も勘案して、遅くとも同月上旬までには回答・公表を行うことといたします。

## 2. 東京機械製作所から当社通知書(4)記載の質問事項について回答がないこと

他方で、東京機械製作所の経営陣は、当社らの再三の求めにもかかわらず、具体的事業計画等を開示しません。

また、東京機械製作所が TKS 適時開示（8/30・資産譲渡及び特別退職金）において公表した本固定資産譲渡及び本希望退職者募集について、当社らを標的とした買収防衛策の一環としてなされたのではないかという疑念が生じたことから、当社らは、2021 年 9 月 2 日、東京機械製作所の経営陣に対して、当社通知書(4)を送付して質問しました。

当社通知書(4)記載の質問事項は、東京機械製作所の株主であれば、当然に疑問に思う点を 14 項目にまとめたものであり、当社ら以外の東京機械製作所の株主の皆様も御関心をお持ちでございます。

にもかかわらず、東京機械製作所の経営陣は、TKS 適時開示（9/3）において、「アジアインベストメントファンドらの見解及び主張は、下記のとおり、全くの事実誤認に基づく言いがかりとしかいいようのないもの」と、根拠・資料を示すことなく強弁するのみで、当社通知書(4)記載の質問事項に具体的に回答しようとしません。

そこで、東京機械製作所の経営陣におかれては、本株主意思確認総会の前までに、具体的事業計画等を開示し、かつ、当社通知書(4)記載の質問事項に対して客観的な資料・根拠を添えて具体的に御回答いただくように求めます。

## 3. その他

東京機械製作所は、2021 年 9 月 10 日付けホームページ開示「当社株式の不自然な大量買

付け等について」(以下「TKS 開示 (9/10・不自然な買付け)」といいます。)を開示し、これを受けて、本件において金融商品取引法や外国為替及び外国貿易法の適用が問題となるかのような一部報道がなされました。

しかしながら、TKS 開示 (9/10・不自然な買付け) が指摘する「3月中旬ころ」の東京機械製作所株式の「非常に大きな出来高」は、当社らとは一切関係がございませんし、そもそも、当社らは、外国為替及び外国貿易法の規制対象である「外国投資家」ではありません。TKS 開示 (9/10・不自然な買付け) は、株主の皆様の誤解や憶測報道を招くものであり、不適切な開示であるといわざるを得ません。

以 上